

●香川県選挙管理委員会告示第46号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することができる施設について、高松市選挙管理委員会から平成20年4月21日に指定を行った旨の報告があったので、平成18年香川県選挙管理委員会告示第175号（個人演説会等を開催することのできる施設として指定された施設）の一部を次のように改正する。

平成20年5月9日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
市町名	施設の名称	施設の所在地	市町名	施設の名称	施設の所在地
高松市	略	略	高松市	略	略
	高松市香川町川東西部文化センター	略		高松市香川町川東西部文化センター	略
	<u>高松市川東コミュニティセンター</u>	<u>高松市香川町川東上1747番地6</u>		高松市香川町川東下文化センター	略
	高松市香川町川東下文化センター	略		高松市香川町高齢者活動促進センター	略
	高松市香川町高齢者活動促進センター	略		高松市香川町多目的研修集会施設	略
	<u>高松市東谷コミュニティセンター</u>	<u>高松市香川町東谷873番地3</u>		略	略
	高松市香川町多目的研修集会施設	略		略	略
	略	略		略	略
略	略	略	略	略	